

## 兵庫県水道事業のあり方について（中間報告）

## 1 内 容

## (1) 「中間報告」の概要

「水道事業のあり方懇話会」において、これまで5回にわたって、水道事業を取り巻く諸課題（人口減少に伴う水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、専門職員の確保・育成など）に対する今後の対応を議論してきたことを踏まえ、水道事業をめぐる現状と課題、持続可能な経営基盤の確保に向けた検討の方向性、水道事業を取り巻く課題への対応方策などを『中間報告』として、平成29年3月にとりまとめた。

## (2) 「中間報告」のポイント（懇話会からの提言）

**提言1** 地域特性に即した対応方策（広域連携等）の検討の場の設置

- 各事業体は、余剰施設の統廃合・共同設置をはじめとした地域特性に即した対応方策について、地域ごとに検討の場（地域別協議会）を設けること。

## 【検討メニューの一例】

施設の共同設置	… 近隣市町と浄水場・配水池などを統合し、共同利用
維持管理業務の共同委託	… 収納・検針業務、施設運転管理業務などの共同委託
各種システムの共同化	… 料金システム、会計システム等の保守管理の共同化
資材等の共同購入	… 材料・薬品、緊急資材などの共同購入
職員の交流	… 不足分野の職員の交流による相互補完

※ 上記のほか、工事の共同発注、水質検査業務の合理化、滞納整理の強化、災害時連絡管の相互接続、加圧給水車の共同配備など、数多くの検討すべき対応方策を提示

- 県は調整役として、各事業体に対して地域別協議会の立ち上げを働きかけるとともに、対応方策の検討の場に積極的に参画すること。

**提言2** 不足する専門職員の確保・育成に向けた仕組みづくり

- 事業体及び地域としての取組を行ってもなお不足する専門職員（設計、積算、工事監理などの業務ノウハウを有する職員）に対応するための支援の仕組みづくりについて、県が調整役となって検討すること。
  - ・ 支援ニーズの調査
  - ・ 支援組織設立（既存組織の活用も含む）に向けた検討

**提言3** 国に対する財政措置・制度改正の要請・提案

- 事業体及び地域としての取組や経営の維持に必要な財政措置や制度改正を国に要請・提案すること。

(1) 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置

(2) 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

- ① 国庫補助・交付金制度における補助・交付率引上げ、適用要件緩和及び予算確保等
- ② 過疎対策事業債の対象事業の拡充
- ③ 柔軟な事業運営を可能とする地方の裁量拡大